

柳川市 子ども・子育て支援新制度

平成31年度 2号・3号認定者の利用料(保育料) (10月から)

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			月 額			
階層	区分	市町村民税の課税状況等	3号認定子ども (3歳未満児)		2号認定子ども (3歳以上児)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	2	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第3階層	3	市町村民税所得割課税額 0円(均等割のみの世帯)	12,000 (6,000)	11,000 (5,500)	0 (0)	0 (0)
	4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,000 (7,500)	14,000 (7,000)	0 (0)	0 (0)
第4階層	5	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	19,600 (9,000)	18,600 (9,000)	0 (0)	0 (0)
	6	市町村民税所得割課税額 57,700円以上77,101円未満	22,000	21,000	0 (副食費徴収対象)	0 (副食費徴収対象)
			(9,000)	(9,000)	(0)	(0)
7	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	24,000	23,000	0 (副食費徴収対象)	0 (副食費徴収対象)	
第5階層	8	市町村民税所得割課税額 97,000円以上132,000円未満	31,000	30,000	0 (副食費徴収対象)	0 (副食費徴収対象)
	9	市町村民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満	35,500	34,500	0 (副食費徴収対象)	0 (副食費徴収対象)
第6階層	10	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	44,000	43,000	0 (副食費徴収対象)	0 (副食費徴収対象)
第7・8階層	11	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	48,000	47,000	0 (副食費徴収対象)	0 (副食費徴収対象)

※ 税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

※ 同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子以降の保育料は無料になります。ただし、区分2については第2子以降無料となります。
また、市町村民税所得割課税額57,700円未満である世帯の場合は多子計算に係る年齢上限(年長を上限)を撤廃します。

※ 母子家庭、父子家庭、障害者のいる世帯の場合で、階層区分2の非課税世帯であれば保育料は免除され、市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯であれば保育料は第1子については()内の利用料、第2子以降は免除されます。

※ 年度の途中で3号認定から2号認定に変更になった場合でも、平成30年度の保育料は3号認定になります。

※ 8月分までの保育料は平成30年度、9月以降の保育料は平成31年度の市民税額により決定されます。

※ この保育料のほかに、施設によって教材代、行事代などの実費徴収費が必要となることがあります。